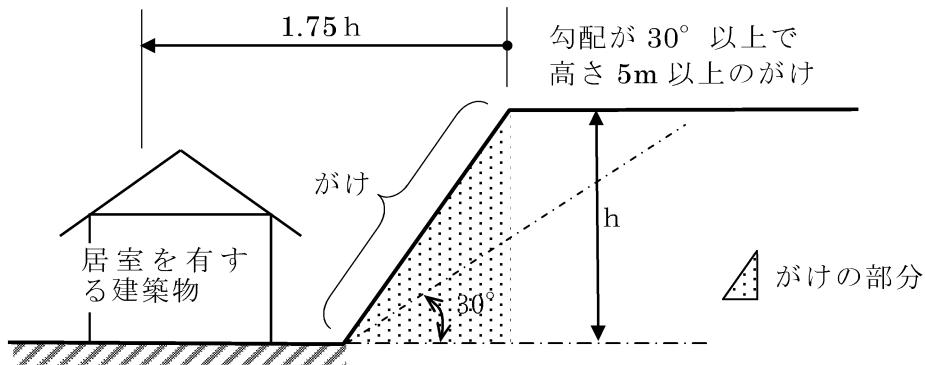


(がけ付近の建築物)

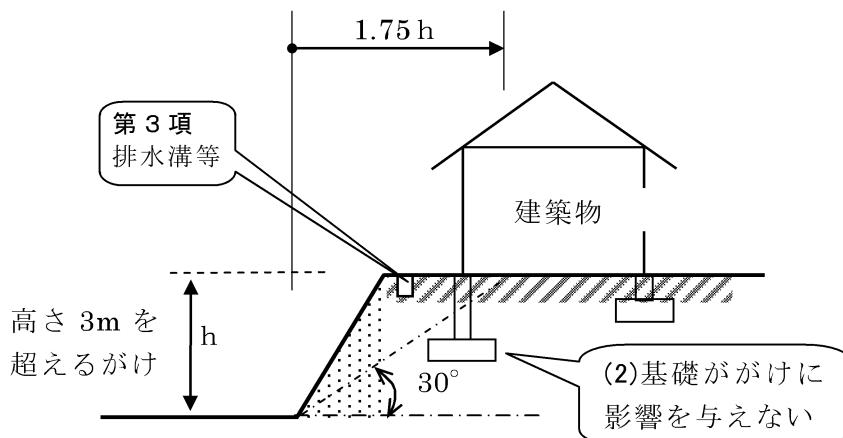
第5条 高さ 5 メートル以上のがけ(勾配が 30 度以上の傾斜地をいう。以下この条において同じ。)の下端に続く地盤面のうち、がけの上端からの水平距離ががけの高さの 1.75 倍以内の位置に居室を有する建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。



ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) がけの形状又は土質により安全上支障がない場合
- (2) 当該建築物の主要構造部(がけ崩れによる被害を受けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とした場合
- (3) がけと当該建築物との間に適当な流土止めを設けた場合
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 8 条第 1 項の規定により指定された「特別警戒区域」内に当該建築物を建築する場合

2 高さ 3 メートルを超えるがけの上端に続く地盤面のうち、がけの下端からの水平距離ががけの高さの 1.75 倍以内の位置に建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全上必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。



ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項第 1 号に該当する場合
- (2) 当該建築物の基礎ががけに影響を及ぼさない場合

3 高さ 3 メートルを超えるがけの上端に続く地盤面にある建築物の敷地には、がけの上端に沿って排水溝を設ける等がけへの流水又は浸水を防止するための適当な措置を講じなければならない。